

# 障がいのある方が安心して 地域で暮らせるために

～広陵町地域生活支援拠点等事業～

- 家族が急に倒れてしまった時どうしよう・・・
- 親が亡くなったら、障がいのある子は  
どうやって生きていくの？



障がいのある方の重度化や高齢化、そして、「親亡き後」を見据えて、ともに暮らす家族に何かあった時、緊急事態にならない地域づくりを進めます。

※災害時の対応・支援とは異なります。



地域のネットワークで支援します

緊急時に困らないように事前の登録をお願いします。

(手続きの方法・お問い合わせは裏面へ)

## 地域生活支援拠点等事業に登録すると・・・

障がいのある方が安心して生活できるよう、親亡き後や介護者が倒れたときに緊急事態にならないように支援します。

### 緊急になる前の支援（事前登録）

#### ① 利用者申請

社会福祉課に申請書を提出します。



#### ② あんしんシートの作成

ご本人または保護者の方と役場職員と一緒にシートを作成します。

ご本人の障がいの特性や服薬状況などをまとめた情報シートです。緊急時の支援体制や連絡先を整理します。



#### ③ 計画相談支援員と情報共有

作成したあんしんシートに基づいて計画相談支援員と情報を共有することで早急に対応できるよう備えておきます。

※個人情報になりますので、他機関と情報を共有することについて、必ず同意をいただきます。

### 緊急時の支援

#### 【相談】

事案が発生したとき、まずは役場社会福祉課にご連絡ください。早急に計画相談支援員と連絡を取り、受け入れ先の調整を行います。

#### 【見守りや受け入れ】

事業に登録している事業所は受け入れの可否を判断し、可能な場合は迅速に一時的な受け入れ体制を整えます。

※事業所の状況等により、受け入れに沿えない場合があります。

#### 【その後の支援体制の構築】

一時的に受け入れをした後、その後の生活に必要な福祉サービスなどの支援体制を関係機関等と協議をしながら構築していきます。

協力事業所

(調整中)

## まずはお気軽にご相談ください

### 連絡先・相談窓口

広陵町けんこう福祉部社会福祉課

電話：0745-55-6771

FAX：0745-54-5324

メール：syakai-fukushika@town.nara-koryo.lg.jp

